



不適切な盛土を是正しています

要旨

本市では、不適切な盛土の是正に向けた取組を進めています。違反者に対して、「沼津市盛土等の規制に関する条例」に基づき、改善措置命令等の行政処分を実施すると共に、命令に従わなかった者については、違反事実の公表を行っています。また、令和5年度からは、警察OBを土砂埋立事業指導員として配置し、月2回の定期パトロール・是正指導等による体制の強化を図っています。

その結果、市内の不適切盛土計35箇所（R6年4月末時点）のうち、4割（14箇所）の不適切盛土が是正されました。

概要

違反盛土事業者に対する対応フローは別紙参照

【是正事例】

（違反盛土の発見）

- ・パトロールにより許可を要する規模での盛土を確認。
 - ・排水路が近接し、盛土が崩壊した際の危険性がある。
- 改善措置命令 →違反者による改善措置

（是正完了の検査）

- ・改善措置命令の内容に適合しているか、現地を確認する。

（現在の状況）

- ・土砂が撤去され、原状に回復された。
- ・安定勾配で法面が整備された。

【今後の対応】

引き続き、市内の盛土等の状況確認に努めると共に、不適切盛土の監視や指導等を進める。また、違反盛土事業者に対する行政処分、違反事実の公表を行っていく。



お問い合わせ先

沼津市役所 都市計画部 開発指導課

直通：055-934-4761



Proud NUMAZU

(別紙)

違反盛土事業者に対する対応フロー

現地調査（違反状態の確認、規模の確認）



行政指導（経緯の確認、今後の対応）



是正完了しない場合

事前手続き（弁明の機会の付与）



行政処分（中止命令、措置命令等）



是正完了しない場合

違反事実の公表



司法手続き（警察への告発）